

## 職員の不祥事に係る懲戒処分の公表について

黒川地域行政事務組合では、次のとおり職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

### 1. 職員処分の内容

- (1) 被処分者 富谷消防署第1警防隊 救急係長 (36歳) 男性職員
- (2) 処分内容 停職12月
- (3) 処分年月日 令和2年9月17日(木)
- (4) 事案の概要

被処分者は、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反により逮捕されたものである。

職員の行為は、再三所属長から注意・指導があり、併せて、宮城県警察本部長から禁止命令が出されていたにもかかわらず、ストーカーを繰り返した行為は、地域住民の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、「大きな信用の失墜行為」である。

このことにより懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 2. 消防長のコメント

この度の職員の不祥事につきましては、地域住民の信頼を裏切り、信用を失墜させた重大な行為でありまして、大変申し訳なくお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、再発防止と信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

黒川地域行政事務組合消防本部

消防長 佐藤 喜好

問い合わせ先 消防本部

電話：022-345-4161

担当：消防次長 石川